

令和2年余市町議会第2回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
閉 会 午後 2時52分

○招 集 年 月 日

令和2年5月29日（金曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和2年5月29日（金曜日）午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長 12番 中井 寿夫
余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子
余市町議会議員 1番 野呂 栄二
" 2番 吉田 豊
" 3番 近藤 徹哉
" 4番 藤野 博三
" 5番 内海 博一
" 6番 庄 巖龍
" 8番 白川 栄美子
" 9番 寺田 進
" 10番 彫谷 吉英
" 11番 茅根 英昭
" 13番 安久 莊一郎
" 14番 大物 翔
" 15番 中谷 栄利
" 16番 山本 正行
" 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 須 貝 達 哉
総 務 課 長 増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長 羽 生 満 広
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 上 村 友 成
福 祉 課 長 照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
保 険 課 長 中 島 豊
環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
建 設 課 長 篠 原 道 憲
ま ち づ く り 計 画 課 長 庄 木 淳 一
下 水 道 課 長 北 島 貴 光
水 道 課 長 奈 良 論
会 計 管 理 者 （ 併 ） 会 計 課 長 秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 中 村 利 美
学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹
社 会 教 育 課 長 浅 野 敏 昭

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長 石川智子

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本雅純
書 記 細川雄哉
書 記 小林宥斗

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 3 報告第 1 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和元年度余市町一般会計補正予算(第8号))
- 第 4 報告第 2 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 第 5 報告第 3 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第3号))
- 第 6 報告第 4 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和元年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号))
- 第 7 報告第 5 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和元年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第2号))
- 第 8 報告第 6 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和元年度余市町水道事業会計補正予算(第4号))

- 第 9 報告第 7 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和2年度余市町一般会計補正予算(第1号))
- 第 10 報告第 8 号 専決処分事項の承認
を求めることについて
(令和2年度余市町一般会計補正予算(第2号))
- 第 11 議案第 1 号 令和2年度余市町一般会計補正予算(第3号)
- 第 12 議案第 2 号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第 13 議案第 3 号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 14 議案第 4 号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 15 議案第 5 号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 16 議案第 6 号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 17 議案第 7 号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 第 18 議案第 8 号 余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 19 議案第 9 号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第 20 議案第 10 号 町有財産の取得について

開 会 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和2年余市町議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成り立ちました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案10件、報告8件、他に議長の諸般報告並びに行政報告です。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号5番、内海議員、議席番号6番、庄議員、議席番号8番、白川議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（中井寿夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○8番（白川栄美子君） 令和2年余市町議会第2回臨時会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告を申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案10件、報告8件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度余市町一般会計補正予算（第8号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算（第4号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第2号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和元年度余市町水道事業会計補正予算（第4号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、報告第7号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度余市町一般会計補正予算（第1号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、報告第8号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和2年度余市町一般会計補正予算（第2号））につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第3号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第2号 令和2年度余市町国民健

康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第3号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、議案第4号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、議案第5号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第16、議案第6号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、議案第7号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第8号、余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第20、議案第10号 町有財産の取得についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(中井寿夫君) ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いた

しました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、余市町情報公開条例第30条及び余市町個人情報保護条例第45条の規定によります運用状況についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長(中井寿夫君) 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長(齊藤啓輔君) 新型コロナウイルス感染症対策について行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年12月、発生が報告されて以降国内外で多くの感染者、さらには死亡者が報告されており、我が国におきましても指定感染症に指定され、北海道は2月28日に緊急事態宣言を発出し、4月7日に政府が7都府県に緊急事態宣言を発出し、4月16日には全国に緊急事態宣言が拡大されるとともに、北海道は特別警戒都道府県に指定されたところでございます。その後、全国における感染拡大防止対策が徹底されたことにより感染者数の減少が続くとともに、医療体制の拡充が認められたことから、5月14日には

39県が対象地域から解除され、5月25日には北海道を含む全国で緊急事態宣言が解除されたところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策は引き続き行っていかなければならないものと認識しております。こうした中、本町といたしましては2月3日に新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を、3月12日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を組織し、対策について検討を繰り返しながらホームページや広報等を通じて情報提供に努めるとともに、集団感染の要因となる3つの密を避ける取組や公共施設の休館、さらには小中学校の休業を実施してきたところでございます。また、特別定額給付金につきましては、家計への迅速な支援を行うためスピード感を持って対応するべく議員各位のご理解を賜り、補正予算を専決処分させていただき、5月中において約7,000世帯、14億3,000万円の支給を行ったところでございます。感染拡大防止対策支援助成金につきましても北海道の支援金に本町独自の乗せと対象事業者の拡大を図り、現在支給に向けた事務を取り進めているところでございます。

なお、国から示されました地方創生臨時交付金の趣旨に沿い、感染拡大防止策と医療体制の整備、雇用の維持と事業の継続を図る経済対策、教育環境の整備などについて事業を選定し、実施いたしたく、本日補正予算をご提案申し上げておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

国による緊急事態宣言は全国的に解除され、本町におきましても6月から公共施設の休館、さらには小中学校の休業を解除してまいります。集団感染のリスクが消滅したものではないことから、引き続き余市町民一丸となって新型コロナウイルス感染症の終息、その後の経済対策などに取り組んでまいりたく、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、新型コロナウイルス感染症対策についての

行政報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま上程されました報告第1号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和元年度余市町一般会計補正予算（第8号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるところでございます。

令和元年度余市町一般会計補正予算（第8号）の内容につきましては、歳出において寄附に伴う余市町ふるさと応援寄附金基金への積立金と今後の財政需要に備えての各基金への積立金、各種事業費確定見込みによる減額と財源の組替え計上、介護保険特別会計等の決算確定見込みに伴う繰出金等の精算による補正計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては地方交付税、寄附金の計上、さらには地方消費税交付金等各種交付金の確定見込みによる追加及び減額、町債の減額等により調整を行ったものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の

とおり専決処分する。

令和2年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和元年度余市町一般会計補正予算（第8号）。

令和元年度余市町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,185万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9,414万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出からご説明申し上げます。6ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額3,727万1,000円、15節工事請負費40万2,000円の減につきましては、事業費の確定による旧町長公宅解体工事の減額計上でございます。25節積立金3,767万3,000円につきましては、減債基金積立金3,000万円、社会福祉施設等建設基金積立金11万1,000円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金746万2,000円、図書整備基金積立金10万円の増額計上でございます。

11目防災対策費、補正額25万3,000円の減、13節委託料25万3,000円の減につきましては、事業費の確定による公衆無線LAN設置委託料の減額計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、10目介護保険費、補正額2,237万5,000円の減、28節繰出金2,237万5,000円の減につきましては、介護保険特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目母子保健費、補正額39万9,000円、20節扶助費39万9,000円につき

ましては、不妊治療等助成費の追加計上でございます。

3目予防費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

4目環境衛生費、補正額2,224万5,000円の減につきましては、町営斎場建替事業の確定見込みに伴います12節役務費14万1,000円の減、13節委託料106万9,000円の減、18節備品購入費1,316万4,000円の減と19節負担金補助及び交付金787万1,000円の減につきましては、確定見込みによる北後志衛生施設組合負担金の減額計上でございます。

5目国民健康保険費、補正額69万4,000円、28節繰出金69万4,000円につきましては、国民健康保険特別会計繰出金の決算見込みによる補正計上でございます。

9目後期高齢者医療費、補正額302万9,000円の減、19節負担金補助及び交付金18万3,000円の減につきましては、後期高齢者医療に係る療養給付費負担金の減額計上でございます。28節繰出金284万6,000円の減につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金の決算見込みによる減額補正でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額180万円の減、18節備品購入費180万円の減につきましては、タイヤショベル購入に係る備品購入費の減額補正でございます。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道施設費、補正額466万円、19節負担金補助及び交付金466万円につきましては、水道事業会計負担金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

6目農業土地基盤整備費、補正額524万7,000円の減、15節工事請負費3万4,000円の減につきましては事業費の確定見込みによる農業用排水路護岸補修工事の減額と19節負担金補助及び交付金521万

3,000円の減につきましては道営水利施設整備事業負担金の減額補正でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、補正額30万3,000円の減、19節負担金補助及び交付金30万3,000円の減につきましては、水産物供給基盤機能保全事業負担金の減額補正でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額1,046万7,000円の減につきましては、橋りょう補修整備事業の確定見込みに伴う15節工事請負費、美沢橋補修工事515万2,000円の減、17節公有財産購入費、豊浜橋架替用地購入費36万4,000円の減、19節負担金補助及び交付金、橋りょう点検負担金199万2,000円の減、22節補償補填及び賠償金、支障物件移転補償費295万9,000円の減額計上でございます。

2目冬期除雪対策費、補正額5,475万8,000円の減につきましては、降雪量が例年を大きく下回ったことに伴い、11節需用費374万4,000円、13節委託料4,984万1,000円、14節使用料及び賃借料117万3,000円のそれぞれ減額補正でございます。

8款土木費、5項都市計画費、4目公共下水道費、補正額174万5,000円の減、28節繰出金174万5,000円の減につきましては、公共下水道特別会計繰出金の確定見込みによる減額補正でございます。

8款土木費、6項住宅費、1目住宅管理費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、2目中央公民館費、補正額129万6,000円の減、15節工事請負費129万6,000円の減につきましては、事業費の確定による中央公民館屋上防水工事の減額補正でございます。

11款公債費、1項公債費、2目利子、補正額135万6,000円の減、23節償還金利子及び割引料135万

6,000円の減につきましては、一時借入金利子の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。中段でございます。2、歳入、6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、補正額3,482万6,000円の減、1節地方消費税交付金3,482万6,000円の減につきましては、額の確定による減額補正でございます。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、補正額237万7,000円、1節地方特例交付金237万7,000円につきましては、額の確定による増額補正でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額4,783万1,000円、1節地方交付税4,783万1,000円につきましては、額の確定による特別交付税の増額補正でございます。

次のページをお開き願います。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額8,000円、1節社会福祉費国庫負担金8,000円につきましては、低所得者保険料軽減負担金の確定による補正計上でございます。

2目衛生費国庫負担金、補正額47万1,000円の減、1節保健衛生費国庫負担金47万1,000円の減につきましては、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金の減額補正でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額264万円、1節総務費国庫補助金264万円につきましては、歳出における公衆無線LAN設置事業に係る無線システム普及支援事業補助金の計上でございます。

4目土木費国庫補助金、補正額290万7,000円の減、1節道路橋りょう費国庫補助金290万7,000円の減につきましては、事業費確定見込みに伴う橋りょう長寿命化補修事業補助金の減額補正でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担

金、補正額4,000円、1節社会福祉費道負担金4,000円につきましては、低所得者保険料軽減負担金の確定による補正計上でございます。

2目衛生費道負担金、補正額246万7,000円の減、1節保健衛生費道負担金246万7,000円の減につきましては、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金140万2,000円の減、後期高齢者医療に係る保険基盤安定負担金106万5,000円の減額補正でございます。

16款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、補正額174万4,000円の減、1節農業費道補助金174万4,000円の減につきましては、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金の減額補正でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額746万2,000円、1節総務費寄附金746万2,000円につきましては、316件の余市町ふるさと応援寄附金でございます。

4目民生費寄附金、補正額11万1,000円、1節民生費寄附金11万1,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして青友会様から1万695円と綿路能子様からの10万円でございます。

5目教育費寄附金、補正額10万円、1節教育費寄附金10万円につきましては、図書館図書購入寄附金といたしまして清久雅之様から10万円でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、6項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額19万9,000円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金19万9,000円につきましては、歳出における不妊治療等助成金の増に伴う繰入金の追加計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額3万4,000円、1節繰越金3万4,000円につきましては、繰越金の補正計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額890万7,000円、1節雑入890万7,000円につきましては、

確定見込みによる北後志地区介護認定審査会事業町村負担97万5,000円の減、北後志衛生施設組合過年度還付金354万円、北後志消防組合過年度還付金634万2,000円の補正でございます。

次のページをお開き願います。22款町債、1項町債、1目総務債、補正額420万円の減、1節総務債420万円の減につきましては、事業の補助採択に伴います公衆無線LAN整備事業債の減額補正でございます。

2目土木債、補正額200万円の減、1節道路橋りょう債10万円の減につきましては、事業費の確定に伴います道路ストック整備事業債の減額計上でございます。2節住宅債190万円の減につきましては、事業費の確定に伴います山田団地浄化槽整備事業債の減額補正でございます。

3目公共施設等適正管理推進事業債、補正額30万円の減、1節公共施設等適正管理推進事業債30万円の減につきましては、事業費の確定に伴います旧町長公宅解体事業債の減額補正でございます。

4目過疎対策事業債、補正額9,140万円の減、1節過疎対策事業債9,140万円の減につきましては、事業費の確定に伴います町営斎場建替事業債7,540万円、タイヤショベル購入事業債250万円、農業競争力基盤強化特別対策事業債350万円、水産物供給基盤機能保全事業債30万円、橋りょう補修整備事業債840万円、中央公民館屋上防水事業債130万円の減額補正でございます。

5目臨時財政対策債、補正額1,110万8,000円の減、1節臨時財政対策債1,110万8,000円の減につきましては、額の確定に伴う減額補正でございます。

6目緊急自然災害防止対策事業債、補正額10万円の減、1節緊急自然災害防止対策事業債10万円の減につきましては、事業費の確定による農業用排水路護岸補修事業債の減額補正でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。中段でございます。第2表、地方債補正につきましては、事業費の確定

に伴う起債限度額の補正でございます。1、変更、起債の目的、公衆無線LAN整備事業債、補正前限度額420万円、補正後限度額ゼロ円。道路ストック整備事業債、補正前限度額510万円、補正後限度額500万円。山田団地浄化槽整備事業債、補正前限度額2,000万円、補正後限度額1,810万円。旧町長公宅解体事業債、補正前限度額280万円、補正後限度額250万円。町営斎場建替事業債、補正前限度額1億8,400万円、補正後限度額1億860万円。タイヤショベル購入事業債、補正前限度額1,830万円、補正後限度額1,580万円。農業競争力基盤強化特別対策事業債、補正前限度額760万円、補正後限度額410万円。水産物供給基盤機能保全事業債、補正前限度額1,260万円、補正後限度額1,230万円。橋りょう補修整備事業債、補正前限度額2,600万円、補正後限度額1,760万円。中央公民館屋上防水事業債、補正前限度額2,480万円、補正後限度額2,350万円。臨時財政対策債、補正前限度額2億1,491万3,000円、補正後限度額2億380万5,000円。農業用排水路護岸補修事業債、補正前限度額230万円、補正後限度額220万円。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） この予算書の5ページの一番上、ふるさと応援寄附金のことについて伺いたいのですけれども、総務費寄附金として補正すると1億7,200万円となるわけなのですけれども、では返礼品等の必要経費を全部差し引いた場合、元年度は結局幾ら受けたことになるのかということとそれは前年や前々年と比較した場合どのように推移したのか、お願いいたします。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 14番、大物議員の質問についてご答弁申し上げます。

このたびの専決処分のふるさと納税に係る補正予算につきましては、3月末までのふるさと応援寄附金につきまして歳入での計上及び基金の積立てを計上したものでございます。なお、出納整理期間内の歳出を含めた令和元年度のふるさと納税の実績につきましては取りまとめの上、次期所管の委員会にて報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました報告第2号につきまして、提案理由をご説明申し

上げます。

報告第2号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算（第4号）の内容につきましては、歳出において総務費、保険給付費、地域支援事業費の確定見込みに伴う不用額の減額等を行ったものでございます。

また、歳入につきましては各経費の特定財源となります国庫支出金等の確定見込みにより減額等を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和元年度余市町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,221万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,287万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。7ページをお開き願います。下段でございませう。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額82万4,000円の減、11節需用費5万4,000円の減から19節負担金補助及び交付金1万円の減までにつきましては、各種事務費等の確定見込みによる減額でございませう。

次のページをご覧ください。1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費、補正額12万6,000円の減、11節需用費11万6,000円の減と12節役務費1万円の減につきましては、賦課徴収事務に係る経費の確定見込みによる減額でございませう。

1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、補正額190万8,000円の減、1節報酬143万2,000円の減から14節使用料及び賃借料1万2,000円の減までにつきましては、介護認定審査会に係る事務費等の確定見込みによる減額でございませう。

2目認定調査費、補正額164万3,000円の減、4節共済費1万2,000円の減から13節委託料60万7,000円の減までにつきましては、認定調査に係る事務費等の確定見込みによる減額でございませう。

次のページをご覧ください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等給付費、補正額8,552万6,000円の減、19節負担金補助及び交付金8,552万6,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額でございませう。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費、補正額669万6,000円の減、19節負担金補助及び交付金669万6,000円の減につきましては、給付費の確定見込みによる減額でございませう。

2款保険給付費、3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額51万6,000円の減、12節役務費51万6,000円の減につきましては、審査支払い手数料の確定見込みによる減額でございませう。

次のページをお開き願います。2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額28万6,000円の減、19節負担金補助及び交付金28万6,000円の減につきましては、高額介護サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2目高額介護予防サービス費、補正額4万1,000円の減、19節負担金補助及び交付金4万1,000円の減につきましては、高額介護予防サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費、補正額35万7,000円の減、19節負担金補助及び交付金35万7,000円の減につきましては、高額医療合算介護サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2目高額医療合算介護予防サービス費、補正額2万9,000円の減、19節負担金補助及び交付金2万9,000円の減につきましては、高額医療合算介護予防サービス費の確定見込みによる減額でございます。

2款保険給付費、6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、補正額66万8,000円の減、19節負担金補助及び交付金66万8,000円の減につきましては、居宅介護福祉用具貸与費等の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。2款保険給付費、7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額2,266万8,000円の減、19節負担金補助及び交付金2,266万8,000円の減、2目特例特定入所者介護サービス費、補正額1万円の減、19節負担金補助及び交付金1万円の減、3目特定入所者介護予防サービス費、補正額6万4,000円の減、19節負担金補助及び交付金6万4,000円の減、4目特例特定入所者介護予防サービス費、補正額1万円の減、19節負担金補助及び交付金1万円の減までにつきましては、給付費の確定見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サ

ービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額518万1,000円の減、19節負担金補助及び交付金518万1,000円の減につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の確定見込みによる減額でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額83万3,000円の減、19節負担金補助及び交付金83万3,000円の減につきましては、介護予防ケアマネジメント事業費の確定見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、補正額43万5,000円の減、11節需用費2万5,000円の減から13節委託料35万2,000円の減までにつきましては、一般介護予防事業費の確定見込みによる減額でございます。

次のページをお開き願います。3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額150万4,000円の減、1節報酬30万8,000円の減から13節委託料32万4,000円の減までにつきましては、包括的支援事業に係る各経費の確定見込みによる減額でございます。

2目任意事業費、補正額315万6,000円の減、11節需用費7,000円の減から20節扶助費72万円の減までにつきましては、任意事業に係る各経費の確定見込みによる減額でございます。

3款地域支援事業費、4項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額3万2,000円の減、12節役務費3万2,000円の減につきましては、審査支払い手数料の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額30万2,000円、25節積立金30万2,000円につきましては、繰越金の確定見込みによる増額でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。4ページをお開き願います。上段でございます。2、歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保

険者保険料、補正額1,212万2,000円の減、1節現年度分特別徴収保険料1,139万円の減及び2節現年度分普通徴収保険料73万2,000円の減につきましては、給付費確定見込みによる減額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額2,114万4,000円の減、1節現年度分2,114万4,000円の減につきましては、介護給付費に係る国庫負担金の確定見込みによる減額でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額939万2,000円の減、1節現年度分調整交付金939万2,000円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額162万円の減、1節現年度分162万円の減、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額179万4,000円の減、1節現年度分179万4,000円の減、4目保険者機能強化推進交付金、補正額227万4,000円、1節保険者機能強化推進交付金227万4,000円、5目介護保険事業費国庫補助金、補正額91万6,000円、1節介護保険事業費国庫補助金91万6,000円までにつきましては、交付金等の確定見込みによる減額及び増額でございます。

次のページをご覧ください。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額3,169万7,000円の減、1節現年度分3,169万7,000円の減、2目地域支援事業支援交付金、補正額175万1,000円の減、1節現年度分175万1,000円の減までにつきましては、交付金の確定見込みによる減額でございます。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額1,701万2,000円の減、1節現年度分1,701万2,000円の減につきましては、介護給付費に係る道負担金の確定見込みによる減額でございます。

5款道支出金、2項道補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正

額81万円の減、1節現年度分81万円の減、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額89万8,000円の減、1節現年度分89万8,000円の減までにつきましては、交付金の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。5款道支出金、3項道委託金、1目介護扶助費委託金、補正額1万2,000円、1節介護扶助費委託金1万2,000円につきましては、生活保護要保護者の介護認定に係る費用の確定見込みによるものでございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額6,000円、1節利子及び配当金6,000円につきましては、基金から生じる利子でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、補正額1,519万円の減、1節現年度分1,519万円の減、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額81万円の減、1節現年度分81万円の減、3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）、補正額89万8,000円の減、1節現年度分89万8,000円の減、4目低所得者保険料軽減繰入金、補正額4万8,000円の減、1節現年度分4万8,000円の減、5目その他一般会計繰入金、補正額542万9,000円の減、1節事務費繰入金542万9,000円の減までにつきましては、一般会計からの繰入金の額の確定見込みによる減額でございます。

次のページをご覧ください。7款繰入金、2項介護給付費準備基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、補正額1,510万円の減、1節介護給付費準備基金繰入金1,510万円の減につきましては、繰入金の額の確定見込みによる減額でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額29万6,000円、1節繰越金29万6,000円につきましては、繰越金の確定見込みに伴う補正でございます。

以上、報告第2号につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されまし

た報告第3号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の内容につきましては、歳出において出産育児一時金等の確定見込みに伴う不用額の減額と財源の組替え計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては道支出金及び一般会計繰入金等の確定見込みにより収支の調整を行ったものでございます。

なお、現時点において国保税等の一部の収入が未確定でございますが、令和元年度の決算見込みといたしましては、歳出決算額約27億3,300万円に対し歳入決算額が約26億5,300万円となり、約8,000万円が歳入不足となる見込みでございますが、後ほどご提案申し上げます令和2年度補正予算（第1号）におきまして同額の繰上げ充用金を計上させていただいたところでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和元年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ395万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,404万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明を申し上げます。3ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額ゼロ円につきましては、財源の組替え計上でございます。

2款保険給付費、1項保険給付費、4目出産育児諸費、補正額329万8,000円の減、19節負担金補助及び交付金329万8,000円の減につきましては、出産育児一時金の確定見込みに伴う減額でございます。

5目葬祭諸費、補正額66万円の減、19節負担金補助及び交付金66万円の減につきましては、葬祭費の確定見込みに伴う減額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2ページをご覧ください。2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額69万4,000円の減、1節医療給付費分現年課税分50万3,000円の減と2節後期高齢者支援金分現年課税分19万1,000円の減につきましては、国民健康保険税の確定見込みに伴う減額でございます。

4款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額395万8,000円の減、1節保険給付費等交付金（普通交付金）395万8,000円の減につきましては、保険給付費等交付金（普通交付金）の確定見込みに伴う減額でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額69万4,000円、1節一般会計繰入金319万1,000円につきましては、一般会計繰入金の確定見込みに伴う増額でございます。2節保険基盤安

定繰入金249万7,000円の減につきましては、保険基盤安定繰入金の確定見込みに伴う減額でございます。

以上、報告第3号につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 今の説明の中でおおむね8,000万円程度赤字になるという話でしたけれども、前回ですとたしか1億1,600万円程度になっていたかなと思うのですけれども、一気に累積幅が縮小しているというふうになるのですけれども、これの主な要因というのはどういったものだったと担当としては見ていらっしゃるのでしょうか。

○保険課長（中島 豊君） 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

令和元年度の決算見込みにおきまして累積赤字が約8,000万円に縮小になった要因につきまして、北海道の納付金が平成30年度と比較いたしまして減少したことが主たる要因と考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第6、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(中島 豊君) ただいま上程されました報告第4号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第4号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いました令和元年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるところでございます。

令和元年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の内容につきましては、歳出において事務の確定に伴う減額整理を行ったものでございます。

また、歳入につきましては後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金等により収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和元年度余市町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和元年度余市町の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。なお、平成31年度余市町後期高齢者医療特別会計予算全体における元号の表示については、「令和」に統一する。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ479万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,120万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

初めに、歳出からご説明申し上げます。4ページをご覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額4万7,000円の減、11節需用費4万5,000円の減と12節役務費2,000円の減につきましては、一般管理費の確定見込みに伴う減額でございます。

1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、補正額23万4,000円の減、11節需用費4万1,000円の減と12節役務費19万3,000円の減につきましては、徴収費の確定見込みに伴う減額でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額399万2,000円の減、19節負担金補助及び交付金399万2,000円の減につきましては、事務費及び保険料等負担金の確定見込みに伴う減額でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額52万3,000円の減、23節償還金利子及び割引料52万3,000円の減につきまして

は、過年度支出金の確定見込みに伴う減額でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額44万9,000円、1節現年度分特別徴収保険料44万9,000円につきましては、額の確定見込みに伴う増額でございます。

2目普通徴収保険料、補正額213万円の減、1節現年度分普通徴収保険料153万9,000円の減につきましては、額の確定見込みに伴う減額でございます。2節滞納繰越分普通徴収保険料59万1,000円の減につきましては、額の確定見込みに伴う減額でございます。

次のページをご覧ください。2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料、補正額5,000円、1節督促手数料5,000円につきましては、額の確定見込みに伴う増額でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額142万6,000円の減、1節事務費繰入金142万6,000円の減につきましては、広域連合事務費繰入金等の確定見込みに伴う減額でございます。

2目保険基盤安定繰入金、補正額142万円の減、1節保険基盤安定繰入金142万円の減につきましては、額の確定見込みに伴う減額でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額24万9,000円、1節繰越金24万9,000円につきましては、額の確定に伴う増額でございます。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額52万3,000円の減、1節保険料還付金52万3,000円の減につきましては、額の確定見込みに伴う減額でございます。

以上、報告第4号につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第7、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（北島貴光君） ただいま上程されました報告第5号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第5号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました令和元年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

今回専決処分を行いました補正予算の主な内容といたしましては、歳出におきまして一般管理費、

建設事業費、施設管理費及び公債費の確定に伴う減額補正を行ったものであります。

また、歳入におきましては下水道受益者負担金について収納見込みによる増額補正を行い、また繰り出し対象事業費の確定に伴う一般会計繰入金の減額補正と建設事業費の確定に伴う国庫補助金及び町債の減額補正等を行い、予算の調整を行ったものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和元年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第2号)。

令和元年度余市町の公共下水道特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,340万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,622万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

歳出よりご説明申し上げますので、5ページをお

開き願います。下段をご覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額170万5,000円の減、13節委託料170万5,000円の減につきましては、公営企業会計基本計画委託料の確定見込みによる減額であります。

2目財産管理費、補正額1,541万3,000円、25節積立金1,541万3,000円につきましては、公共下水道事業基金の積立てのための増額でございます。

6ページをお開き願います。2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費、補正額1億1,390万7,000円の減、13節委託料714万2,000円の減につきましては、管渠整備事業の国庫補助対象事業費及び事業計画変更等の確定見込みによる減額であります。15節工事請負費1億676万5,000円の減につきましては、管渠整備事業及び処理場設備更新事業の国庫補助対象事業費等の確定見込みによる減額であります。

2目施設管理費、補正額1,227万7,000円の減、13節委託料1,227万7,000円の減につきましては、維持管理委託料の確定見込みによる減額であります。

3款公債費、1項公債費、2目利子、補正額93万1,000円の減、23節償還金利子及び割引料93万1,000円の減につきましては、一時借入金利子の確定見込みによる減額であります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページをお開き願います。上段をご覧ください。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道受益者負担金、補正額280万1,000円、1節下水道受益者負担金280万1,000円につきましては、収納見込みによる増額であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金、補正額4,185万円の減、1節公共下水道事業費国庫補助金4,185万円の減につきましては、国庫補助対象事業費の確定による減額であります。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、補正額3,000円、1節利子及び配当金

3,000円につきましては、基金の利子収入であります。

4款財産収入、2項財産売払収入、1目物品売払収入、補正額8万4,000円、1節物品売払収入8万4,000円につきましては、ポンプ場設備更新工事及び処理場設備更新工事により発生いたしました撤去機材の鋼材スクラップ売払い収入であります。

5ページの上段をご覧ください。5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額174万5,000円の減、1節一般会計繰入金174万5,000円の減につきましては、繰り出し対象事業費の確定に伴う一般会計繰入金の減額であります。

8款町債、1項町債、1目公共下水道事業債、補正額7,270万円の減、1節公共下水道事業債7,270万円の減につきましては、一般起債及び資本費平準化債の借入額確定による減額でございます。

次に、地方債補正につきましてご説明いたしますので、2ページをお開き願います。下段をご覧ください。第2表、地方債補正、1、変更、起債の目的、公共下水道事業債、補正前限度額4億3,730万円、補正後限度額3億6,460万円。地方債の補正につきましては、借入額の確定による変更でございます。

以上、報告第5号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号については委員会の付託を省

略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第5号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第8、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（奈良 論君） ただいま上程されました報告第6号につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

報告第6号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和元年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるとでございます。

その補正内容につきましては、収益的収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第2目他会計補助金につきましては令和元年度の一般会計補助金の再計算を行い、所要の増額補正を行ったものでございます。

また、第3目長期前受金戻入につきましては、減価償却費及び資産減耗費の確定見込みに伴い長期前受金の収益額を整理し、増額補正を行ったものでございます。

収益的収支、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第4目減価償却費につきましては、対象資産の減による減額補正を行ったものでございます。

第5目資産減耗費につきましては、固定資産除却費の増額補正を行ったものでございます。

第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税につきましては、営業費用及び建設改良費等課税資産仕入れ額の決算見込みにより消費税納付額の再計算を行い、増額となったことが見込まれることから、所要の増額補正を行ったものでございます。

資本的支出、第1項建設改良費につきましては、配水管整備事業の事業費の確定に伴い事業負担金の増額補正を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおりに処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日、余市町長、齊藤啓輔。

次ページをお開き願います。

令和元年度余市町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条 令和元年度余市町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款水道事業収益、既決予定額7億2,697万6,000円、補正予定額520万8,000円、計7億3,218万4,000円。

第2項営業外収益、既決予定額1億8,309万1,000円、補正予定額520万8,000円、計1億8,829万9,000円。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億359万9,000円、補正予定額1,633万円、計7億

1,992万9,000円。

第1項営業費用、既決予定額6億214万2,000円、補正予定額987万3,000円、計6億1,201万5,000円。

第2項営業外費用、既決予定額1億35万7,000円、補正予定額645万7,000円、計1億681万4,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億7,781万4,000円」を「2億7,647万6,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「2,297万6,000円」を「2,163万8,000円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目、第1款資本的収入、既決予定額3億7,211万4,000円、補正予定額133万8,000円、計3億7,345万2,000円。

第3項工事負担金、既決予定額464万円、補正予定額133万8,000円、計597万8,000円。

第4条 予算第8条に定めた一般会計から補助を受ける金額「5,906万8,000円」を「6,372万8,000円」に改める。

1ページをお開き願います。次に、令和元年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。

令和元年度余市町水道事業会計予算実施計画。

収益的収入及び支出、収入、補正額のみ申し上げます。1款水道事業収益、補正額520万8,000円、2項営業外収益、補正額520万8,000円、2目他会計補助金、補正額466万円につきましては、令和元年度の一般会計補助金の再計算を行ったことによる増額補正でございます。

3目長期前受金戻入、補正額54万8,000円につきましては、減価償却費及び資産減耗費の確定見込みに伴い、長期前受金の収益額を整理したことによる増額補正でございます。

支出、1款水道事業費用、補正額1,633万円、1項営業費用、補正額987万3,000円、4目減価償却費、補正額181万7,000円の減につきましては、対象資産の減による減額補正でございます。

5目資産減耗費、補正額1,169万円につきましては、配水管布設事業に伴う配水管及び浄水器の除却に伴う固定資産除却費の増額補正でございます。

2項営業外費用、補正額645万7,000円、2目消費税及び地方消費税、補正額645万7,000円につきましては、営業費用及び建設改良費用と課税資産の決算見込みにより消費税納付額の再計算を行ったことによる増額補正でございます。

資本的収入及び支出、収入、1款資本的収入、補正額133万8,000円、3項工事負担金、補正額133万8,000円、1目工事負担金、補正額133万8,000円につきましては、配水管整備事業の需用費の確定に伴い、事業負担金の増額補正を行ったものでございます。

以上、報告第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） コロナウイルスの影響について聞いたかったですけれども、ちょうど会計年度の最後のほうで全国的に感染が広がり出したと聞きますけれども、その影響で学校が休みになったりだとか公共施設を閉鎖したりだとか、そういう関係で通常とは違う収入状況になったのではないかなど。端的に言えば、そういう大きいところはお休みになっているけれども、子供中心に家にいる頻度が上がっているのです。そっちのほうの水道の使用量とかが増えていたのかなと思うのですが、そのあたりの影響はどういうふうに出ているかというのは今の時点で分かっていますか。

○水道課長（奈良 論君） 14番、大物議員からのご質問にご答弁申し上げます。

令和2年4月現在の状況でございますが、昨年の4月の状況と今年の4月の状況につきましては収益の上ではあまり変化がないということで、事業者

の使用量はおっしゃるとおり減りましたけれども、一般家庭のほうは多少増えたのかなというふうには推測してございます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第6号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第6号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（中井寿夫君） 日程第9、報告第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま上程されました報告第7号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第7号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和2年度余市町一般会計補正予算(第1号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めると

のでございます。

令和2年度余市町一般会計補正予算（第1号）の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため専決処分により休業要請等に協力いただいた事業者に対する支援助成金の補正計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては財政調整基金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第7号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月24日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和2年度余市町一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度余市町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,606万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億7,606万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。3、歳出、7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額1,606万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業要請に協力していただいた事業者の方々へ支援助成金として18節負担金補助及び交付金1,600万

円、その事務費として10節需用費5,000円、11節役員費5万7,000円の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございまして、2、歳入、19款繰入金、1項財政調整基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1,606万2,000円、1節財政調整基金繰入金1,606万2,000円につきましては、必要となる一般財源の追加計上でございます。

以上、報告第7号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 休業を要請した際の給付ということで、当初伺っていた話ではこの段階ではおおむね100件前後が最大対象になるのではないかとというような話は聞いていたのですが、では実際に物が進んで申請受けて、給付を行っていると思うのですけれども、どの程度今段階で申請上がってきていますか。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員からのご質問にご答弁申し上げたいと存じますが、まずこの時点で1,600万円の助成金を予算化させていただきましたのは、1件当たり10万円、そして件数としては160事業所を想定したものでございます。ただ、その後、この後の議案にもなっていますけれども、若干その部分が増額になったりですとか、精査した中で対象件数が増加している部分がございます。ただ、この時点で10万円掛ける160件と積算したものでございまして、なお今現在の申込み状況でございますけれども、基本的には北海道の要請、感染拡大防止の取組に協力した事業者に対する事実上の上乘せプラス余市町独自で休業、都市圏からの移動を抑制するために独自に要請をした部分、そこに対するものでございまして、北海道の上乗せ部分につきましてはまず北海道の支給決定を

受けてから私どものほうに申請してくださいというお話をしているものですから、まだ対象となっている200件、私どもが想定している200件のうち、それほど多くはないのですけれども、今現在申請を受けているのは60件でございます。そのうち町独自、北海道の要請とまた違いまして、独自で要請した部分につきましては支給決定をしたものが今現在で22件、そのうち支払いをしたものが10件となっております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第7号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第7号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第10、報告第8号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高橋伸明君） ただいま上程されました報告第8号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第8号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和2年度余市町一般会計補正予算(第2号)について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和2年度余市町一般会計補正予算(第2号)の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策経費として国の補正予算成立を受け、特別定額給付金並びに子育て世帯への臨時特別給付金の迅速な給付を実施するため、専決処分により新型コロナウイルス対策事業費の目を新設し、関係経費の補正計上、さらには報告第7号でご説明申し上げました新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援助成金の予算の組替え計上を行ったものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第8号 専決処分事項の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和2年度余市町一般会計補正予算（第2号）。

令和2年度余市町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億7,397万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億5,003万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金の補正）

第2条 一時借入金の借入れの最高額に10億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を20億円とする。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額18億9,003万6,000円、1節報酬187万8,000円から13節使用料及び賃借料48万4,000円までにつきましては、特別定額給付金並びに子育て世帯への臨時特別給付金の事務費に係る補正計上でございます。18節負担金補助及び交付金18億7,370万円につきましては、特別定額給付金18億4,100万円、子育て世帯への臨時特別給付金1,670万円と補正第1号で商工費に計上しておりました新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援助成金1,600万円の組替え計上でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額1,606万2,000円の減につきましては、2款への新目設置に伴う予算の組替えによる減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1,606万2,000円、1節総務費

国庫補助金1,606万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額18億7,397万4,000円、1節社会福祉費国庫補助金、補正額18億5,466万7,000円につきましては、特別定額給付金事業費補助金18億4,100万円と事務費補助金1,366万7,000円の計上でございます。2節児童福祉費国庫補助金1,930万7,000円につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金1,670万円と事務費補助金260万7,000円の計上でございます。

次のページをお開き願います。19款繰入金、1項財政調整基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1,606万2,000円の減、1節財政調整基金繰入金1,606万2,000円の減につきましては、国庫補助金との財源の組替えに伴う減額補正でございます。

以上、報告第8号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 1点だけ確認させていただきます。

この議案書のかがみのところの一時借入金の最高額を20億円とするという話にまつわってなのですけれども、もし交付金等が間に合わなかった場合、恐らく銀行などから借入れをして対応するつもりだったのかなと思うのですけれども、結果としてどうやら交付金は間に合ったようで、そのスキームは使わなくて済んだみたいなのですけれども、もし一時借入れを起こすことになっていたとした場合、利息、利子はどのぐらいになるだろうというふうに予想されていたのかと、それだけ確認したいと思っております。

○財政課長（高橋伸明君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

一時借入金の利子の利率ということでございますが、直近の利子で申し上げますと0.17%というのが一時借入金の利子でございます。恐らくはこれと類似した率で借入れができたものというふうに判断してございます。

○8番(白川栄美子君) 先ほどの町長の行政報告の中で5月中に7,000世帯で10億3,000万円が支給されたという行政報告がありました。それで、これは1人10万円の支給がその金額だということで捉えてよろしいのでしょうか。

○福祉課長(照井芳明君) 8番、白川議員のご質問に答弁させていただきます。

こちらの給付金につきましては、1人10万円という金額になってございますので、1人10万円という形で支給のほうをさせていただいております。

○8番(白川栄美子君) 分かりました。

あと、第1回目が22日、支給されたと思うのですが、今月中に大体どのぐらいの方に支給されるのか。当初、送付されてきて、次の日に発送して、それから22日の日に1回目支給という形になるのですけれども、同じような感覚でやってもまだ振り込まれていないという人もたくさんいるのですけれども、その中で今月中にも、今日しかないのですけれども、振り込まれると考えるとよろしいのでしょうか、それともまだ6月に入ってしばらくたつと考えるといいのでしょうか。

○福祉課長(照井芳明君) 8番、白川議員の再度の質問にご答弁申し上げます。

まず、5月22日に支払った件数が2,562件、こちらで5億3,130万円、5,313人分に対して支払いをしてございます。そして、5月28日、昨日なのですが、4,780件、金額にいたしまして9億470万円、人数にしまして9,047名分につきまして5月のうちに支払いのほうは終わってございます。ですから、合計といたしまして5月中の支払いが7,333件、そして金額のほうは14億3,600万円、人数にしまして1万4,360人の方に対して支給のほうは終了してご

ざいます。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第8号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第8号 専決処分事項の承認を求めることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第11、議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長(高橋伸明君) ただいま上程されました議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算(第3号)について、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、国の一般会計補正予算(第1号)の中で新型コロナウイルス感染症緊急経済対策経費として創設されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて実施いたします各種事業の

補正計上と教育費における小中学校の情報機器整備に係る備品購入費の補正計上でございます。

また、歳入につきましては国庫支出金に財源を求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読してご説明申し上げます。

議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度余市町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,326万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億7,330万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。2ページをお開き願います。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額1億1,093万8,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に計上いたしました事業の補正計上でございます。10節需用費265万8,000円につきましては、公共施設等及び指定避難所における感染防止に係る消耗品費と事務費の計上でございます。11節役務費5万円につきましては、事務費の計上でございます。14節工事請負費4,960万円につきましては、公立保育所の換気及びトイレ設備を整備する環境衛生整備工事400万円、潮見、白岩地区の水産加工用水供給施設整備工事1,300万円、各小中学校トイレ改修工事3,260万円の計上でございます。17節備品購入費1,755万円につきましては、小中学生の情報機器端末購入に係る備品購入費の計上でございます。18節負担金補助及

び交付金4,108万円につきましては、余市協会病院が実施するPCR検査体制整備事業補助金883万円、町内飲食店等での感染リスクの低減と事業継続支援のための新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援補助金500万円、休業要請に応じていただいた事業者の事業継続支援のための支援助成金2,400万円の追加計上、タクシー事業者が実施するテークアウト代行業業支援助成金60万円、修学旅行保護者負担軽減助成金265万円の補正計上でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額846万円、17節備品購入費846万円につきましては、GIGAスクール構想における児童の情報機器端末の購入に係る備品購入費の補正計上でございます。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額387万円、17節備品購入費387万円につきましては、小学校費同様、生徒の情報機器端末購入に係る備品購入費の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1億684万2,000円、1節総務費国庫補助金1億684万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上でございます。

5目教育費国庫補助金、補正額1,233万円、1節小中学校費国庫補助金1,233万円につきましては、公立学校情報機器整備費補助金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。20款繰越金、1項繰越金、補正額409万6,000円、1節繰越金409万6,000円につきましては、必要となる一般財源の計上でございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○18番（岸本好且君） 新型コロナウイルス対策事業費の工事請負費についてお伺いをします。

今回教育環境整備ということでトイレの改修工事、各小中学校が金額が相当大きく計上されています、3,260万円ということで。多分これ洋式トイレを整備するということだと思いますけれども、工事の主な工事内容、規模も含めてお知らせください。

それと、私も洋式トイレの設置率を上げるということで一般質問も過去にしておりますけれども、今回おかげさまでこういう大きな金額を予定しているということで、この工事が完了した頃には各学校、相当数設置率が上がるのでしょうか。学校によっては100%というところも出てくるのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

それから、工事期間の関係なのです。コロナの関係で洋式トイレだとすれば便器も含めてその搬入といいますが、納入というのが何か遅れるということもちょっと心配しているのですけれども、こういう工事の流れ、工事期間、どのぐらい見ていらっしゃるか、この3点お聞きします。

○学校教育課長（高田幸樹君） 18番、岸本議員のご質問にご答弁申し上げます。

小中学校のトイレ工事に係る部分でございます。まず、工事内容につきましては、ご指摘のとおり和式トイレを洋式トイレに変更するという工事内容になってございます。規模につきましては、設置率との兼ね合いがありますけれども、おおむね70%程度を目指して洋式化を行うと。ただし、大川小学校につきましては既に70%に到達しておりますので、大川小学校を除く各校の70%を目指すということになってございます。

続きまして、工事期間でございますが、設置台数も多いものですから、できるだけ早く工事のほうを発注をかけさせていただきまして、子供たちに洋式

トイレのほうを提供できるような形を取りたいと考えてございますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

○18番（岸本好且君） 今お聞きしましたら、相当大きな工事ということで、期間も含めて。

それで、大川小学校が70%いつているということで、今回のこの工事で100%の目標になっているのか。

それと、これ各学校、大川小学校が70%で一番高いと思うのですけれども、これ全部の学校を平均して工事を進めるのか、それまず確認したいです。

それと、学校がずっと休み状態で、6月1日から再開するのですけれども、学習の関係もあるのですけれども、工事することによって児童生徒の教育環境といいますか、特に新1年生なんかは全然まだ学校ほとんど行っていない状況で、これ工事期間の関係もあるのですけれども、例えば夏休みがどうなるかちょっと別として、冬休みだとか、そういうときに集中して工事をするということなどは、それも考えているかどうか、その2点、質問いたします。

○学校教育課長（高田幸樹君） 18番、岸本議員の再度のご質問に答弁申し上げます。

まず、パーセンテージにおきましては大川小学校、既に70%達成していると。そのほかの学校もおおむね70%を目標にやっていくという形になってございます。私どもで計画している内容では、合計、全校合わせますと今回行う大川小学校を除く6校の工事につきましては69.7%を目指して工事をしていこうというふうに考えてございます。

あと、工事期間に係る学校への影響でございますが、夏休み、冬休みも利用しながら、さらには業者さんと、あと学校にもご協力いただかなければならない部分もあるかと思いますが、例えば放課後ですとか、そういった部分を利用しながら早急にやりたいと、工事させていただきたいというふうにお願ひしていこうと思っておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○14番（大物 翔君） 大きく2つ伺います。

全部2ページに書いてあることなのですからけれども、1つ目が先ほどご説明いただきましたPCR検査の、協会病院の件だったのですけれども、これの件、昨日の道新にも載っておりました。一回に8人分検査できる機器を導入しているということだったのですけれども、ちなみにこれはもし物理的に検査能力を高めようとするればこれ以上の、人手とお金が必要ですが、設備の増強というのは果たして可能なのか。これ以上は増強はちょっと難しいので、今回はこの予算でという話になったのか、その辺がちょっと知りたいなというのが1つ。

あと、小中学校の端末導入の話だったのですけれども、当初予算でも一応その辺の予算は組まれていたけれども、全生徒分には至っていなかったと。今回この1,200万円相当の予算を使用することによって一応数字上は全生徒分に当たるというふうになっていくだろうとは思うのですが、想定される利用する場所というのは今のところ学校内ということで考えていらっしゃるのか、あるいは今後の状況によっては持ち帰っていただいて、学校外で使うことも念頭に置いているのか、その辺伺いたいと思います。

○子育て・健康推進課長（芹川かおり君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

PCR検査の検査能力の部分についてのご質問かと思えます。こちらにつきましては、余市協会病院のほうから今回導入する機器におきまして1日8人分というように伺っております。

設備の増強等につきましては、協会病院のほうからお話のほうは伺ってはおりません。

（何事か声あり）

余市協会病院の部分につきましては、現在1日8人分ということで伺っておりますけれども、今後の増強等の内容につきましては余市協会病院のこれからの状況によって、また増強等が可能かどうかということに関しましては今こちらのほうで把

握していないということでご理解いただければというふうに思います。

○学校教育課長（高田幸樹君） 14番、大物議員のご質問にご答弁させていただきたく存じます。

まず、今回補正予算でご提案させていただいております小中学校の端末整備についてでございます。これにつきましては全生徒分なのかというご質問でございましたが、今回補正で提案させていただいている台数につきましては、GIGAスクール構想とも連動いたしますが、GIGAスクール構想では3人に2台分は国庫補助がいただけるということになってございます。ただし、3人に1台分につきましては地方負担で整備していただきたいというふうになってございますので、コロナウイルス対策事業費の中に計上させていただいております備品購入費につきましては3人に1台分の端末費になってございます。

続きまして、2項小学校費と3項中学校費に計上させていただいております端末の経費につきましては、GIGAスクール構想で内定いただきました小学校5年生、小学校6年生、中学校1年生の人数を基本と考える台数になってございます。ただし、国のほうの補正予算では今後そのほかの学年も整備していくというような、3人に2台分は補助をいただけるような形で整備していくという構想が出されておりますので、今後計画的に整備していくというような形になってございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

もう一つ、利用する場所についてでございますが、現在臨時休業が長引いている状況でございますが、6月1日からは再開できるような形に今のところはなっているのでございますが、今後の感染拡大にも備えるという意味では、現在保護者様に対して私どものほうでご家庭のネット環境を調査させていただいている状況でございます。こちらの結果を基に今後学校外でも使えるような形を取れるかどうかを調査研究しながら検討してまいりたいとい

うふうに考えてございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○14番(大物 翔君) PCR検査のことは分かりました。

先ほどの学校での端末の話だったのですけれども、確かに先週締切りで各保護者にアンケート調査は来ていました。非常に簡単なもので、ネット環境あるのですか、ないのですかというような調査だったかと思うのですが、一番いいのは確かに通常どおり学校が再開できて、学校の中で使えるのがベストなのですが、先はちょっと読めない。可能性を探っていくのはいいのですが、その際に1つ問題になってくるのが同じネット回線があったとしても容量に関係なく何ぼでも使えるタイプなのか、あるいは携帯電話の回線など使っているタイプの何かエアとかいうようなタイプのやつです。あれだと基本的に従量制限かかっているケースも結構あったと思うのです。今直近どうなっているかはあれですけれども、昔はそうだった。とすれば、さらにオンラインで何らかの授業をやっていこうと思えば、基本的にはビデオ通話モードでやる形になっていくと思うのです。そうすると、やり取りするデータ量が多くなるということがあるので、それで上限目いっぱいになってしまったらいきなり回線が重たくなって、処理落ちするということも想定されるのではないかなというのが1つと、あともう一つはネット回線がないという家庭も恐らくあると思うのです。スマホは持っているけれども、インターネット回線はないとか、そういうケースも考えられると思うので、これをやっていこうと思ったらなかなかそういう、義務教育という考え方でいけば教育を受ける環境に差をつくらないようにしようという建前がある一方で、どうしてもそういう各家庭の環境による差というのは出ざるを得なくなってくるだろうと。その辺の負担も考えて、どうしていこうと考えるのかというのが今後ますます重要になってこようかなと思うのですけれど

ども、これは確かに先の話だし、可能性を今検討している段階だとは思いますが、その辺どう考えていますか。

○学校教育課長(高田幸樹君) 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁させていただきたく存じませぬ。

議員ご指摘のとおり、各ご家庭の環境に応じて違いがあるというふうな認識は教育委員会でも持っているところがございます。今後におきまして、調査を基にどういった形が一番子供たちにとっていいのかというのを検討しながら、最適な形を目指してやっていきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○8番(白川栄美子君) 18節のテークアウト代行、利用した場合に個人の負担は全くないのかということと、それから修学旅行の保護者負担の軽減、これどういうことなのか説明をお願いします。

○企画政策課長(阿部弘亨君) 8番、白川議員の質問についてご答弁申し上げます。

このテークアウト代行業でございしますが、この事業はタクシー事業者が新型コロナウイルス感染症拡大防止による外出自粛等の影響による旅客輸送需要が激減しており、また飲食店も店内での営業の自粛等により衣料、食料の配送に係るニーズが増加していることで、今般タクシー事業者が一定の条件下において有償で貨物運送を行うことが特例的に認められており、このたび本町のタクシー事業者もこの有償貨物運送の許可を取っております。そこで、本町地域おこし協力隊の発案で事業者向けで5月18日から本日までお試しツーウィーク企画で行っております、余市助け合いテークアウトを今行っているのですけれども、これが好評を得ていることから、6月8日から本格的に実施したいと考えており、タクシー事業者についてもこの取組からタクシーによる配送を実施したいとの意向があったことから、町がこのタクシー配送の料金の一部を助成することによりこの取組を促進するものでございま

す。あと、料金につきましてはタクシー事業者、注文者、飲食者とも分かりやすい料金の設定にしたいとの考えから、注文1件につき町内一律700円とし、町が500円を助成することにより注文者が200円の負担でタクシー配送を利用できるような料金設定となっております。

○学校教育課長（高田幸樹君） 8番、白川議員のご質問にご答弁させていただきたく存じます。

修学旅行の保護者負担軽減に関するご質問でございます。例年ですけれども、小学校6年生と中学校3年生の修学旅行につきましては1学期に実施されるのが例年の計画でございますが、このたびのコロナウイルス感染症の影響を受けまして、2学期以降に延期せざるを得ないというような状況になってございます。今各学校では実施時期も含めまして検討しているところでございますが、感染症対策等の一つとしまして、例えばですけれども、バスの座席をちょっと離して座らなければいけないとか、あとは旅行期間が変わったことによって旅行代金がそもそも上がってしまうですとか、そういったこともありますので、こちらにつきまして保護者の負担を軽減するために計上させていただいている次第でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○8番（白川栄美子君） テークアウトのほうで、今お試してやって、結構利用者がいたということなのですけれども、今後利用が増えたら予算もたくさん足していくということで考えていいのですか。予算は何件までという決まりはあるのですか。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 8番、白川議員の再度の質問についてご答弁申し上げます。

このテークアウト事業ですけれども、事業者が今回の有償貨物運送の許可を取っているのが今回コロナの特例によるもので、9月30日までという形になっております。ですから、この事業につきましても9月30日までのタクシー配送について助成するというものになっております。予算につきましても

基本的には9月30日までのものを予想して積算してございますけれども、今後は様子を見ながら検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第12、議案第2号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第2号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策において後ほどご提案申し上げます余市町国民健康保険条例附則

第2条に基づく傷病手当金の補正計上と併せまして、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき令和元年度決算見込みによる歳入不足額を令和2年度予算から繰上げ充用を行うべく関連する歳入歳出予算の補正計上を行うものでございます。現時点における令和元年度の決算見込みでございますが、先ほど報告第3号で申し上げましたとおり、歳出見込額約27億3,300万円に対し歳入見込額が約26億5,300万円となり、歳入不足額が約8,000万円となる見込みでございます。したがって、令和元年度決算処理において当該不足額を令和2年度の歳入歳出予算に計上した上で令和元年度へ繰上げ充用いたしたくご提案申し上げます。

なお、繰上げ充用に要する財源といたしまして、道支出金の保険給付費等交付金に求め、収支均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,950万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。下段でございます。3、歳出、2款保険給付費、1項保険給付費、6目傷病手当金、補正額50万円、18節負担金補助及び交付金50万円につきましては、傷病手当金の増額補正でございます。

10款前年度繰上充用金、1項前年度繰上充用金、

1 目前年度繰上充用金、補正額8,000万円、21節補償補填及び賠償金8,000万円につきましては、令和元年度の決算見込みにおきまして歳入不足額が見込まれることから、繰上げ充用を行うための増額補正でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。本ページ上段でございます。2、歳入、4款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、補正額8,000万円、2節保険給付費等交付金（特別交付金）8,000万円につきましては、繰上げ充用に要する財源の増額補正でございます。

2目調整交付金、補正額50万円、1節特別調整交付金50万円につきましては、傷病手当金に要する財源の増額補正でございます。

以上、議案第2号につきましてご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和2年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 2時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第13、議案第3号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○福祉課長（照井芳明君） ただいま上程されました議案第3号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）第4条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正され、通知カードが廃止されることとなったため、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、当該通知カードの再交付に係る手数料を削除するものであります。

以下、提案文を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案。

余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

余市町手数料徴収条例（平成12年余市町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表の12の項を次のように改める。

12 削除

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第3号につきまして提案理由を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 今回マイナンバーの通知カードの新発行がなくなるという話で、今回給付金の関係とかもありまして、このマイナンバーというものの全体が非常に大きくクローズアップされた問題でもあったかと思うのですが、ちなみに余市町での現在の普及率というのは果たしてこの間上がったのかなという素朴な疑問もあるのですけれども、どうなのでしょう。ほとんどの人が持っていないとなれば、このシステム自体が結局有用なものにはなっていないのではないかなど。私自身はこの制度自体がどうなのだろうと思う立場なのですが、現在の余市町の普及率はどうでしょう。

○福祉課長（照井芳明君） 14番、大物議員のマイナンバーの普及状況について答弁させていただきます。

私の手元にあるのが令和2年4月26日現在の数値でございますが、マイナンバーカードを交付している人数につきましては2,062人となっております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第14、議案第4号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長(芹川かおり君) ただいま上程されました議案第4号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、本町条例についても同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、特定地域型保育事業の地域型保育事業所卒園後の受入先確保について、引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には受入先確保のための連携施設の確保を不要とする要件緩和がされたことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除

く。)

第42条第5項中「前項」の次に「(第2号に係る部分に限る。)」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第15、議案第5号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長(芹川かおり君) ただいま上程されました議案第5号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、児童福祉法の規定に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、本町条例についても同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、放課後児童支援員の認定資格研修に関する研修の実施権限について中核市の長が加えられたことから、支援員が受講しやすい環境を整備するため、改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年余市町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第16、議案第6号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長（芹川かおり君） ただいま上程されました議案第6号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびの改正につきましては、児童福祉法の規定に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、本町条例についても同様の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、家庭的保育事業所等の地域型保育事業所卒園後の受入先確保について、引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には受入先確保のための連携施設の確保を不要とする要件緩和並びに保護者の疾病や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施を可能とする運営基準が拡大されたことから、所要の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案。

余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年余市町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に改め、

同項に次の2号を加える。

(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付いたしておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第17、議案第7号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されました議案第7号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、令和2年3月10日付、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策において、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に傷病手当金を支給する市町村に対し支給額全額について国が特例的な財政支援を行うと決定されたことに伴い、余市町国民健康保険条例につきましても関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国民健康保険に加入し、給与の支払いを受けている方が新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる場合において療養のため労務に服することができず、給与の支払いを受けることができない期間の臨時

的支援措置として傷病手当金を支給するための改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険条例(昭和35年余市町条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の3条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)

の3分の2に相当する額(その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、その額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額を超えるときは、その額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

次のページをお開き願います。

第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 今回のこの制度改正というものは、大きく言うと極めて大きな前進だと私は捉えています。今まで国保にはなかった傷病手当という概念を盛り込んだという意味では、社会福祉の前進という意味では極めて重要なことになろうと思うのです。ただ、それがコロナにしか限定されていないというのは大いに問題だと思っていますけれども、今回、基本的には国の改正をそのまま下ろしてきている形になっているとは思いますが、働いている人、要は雇われている人はコロナに感染した場合この制度にのっとって救済されると思うのですが、では国保に加入している雇主さんとか、そういった方は恐らくこれの対象になっていかないのではないかなと思うのですが、そういう人たちがもし感染してしまったりした場合救済することなどではないかなと思うのですが、その辺どうでしょう。

○保険課長（中島 豊君） 14番、大物議員の質問に答弁いたします。

今回の国民健康保険条例の一部改正につきましては、コロナ感染症が全国的に令和2年の1月から発症者が現れたことによりまして、令和2年3月に緊急対応策といたしまして、全国における国民健康保険の保険者が傷病手当金というものを条例化していないことを受けまして、国のほうにおいてあくまでも任意給付である傷病手当金というものに関して条例化し、それを条例化することによって国のほうでは感染、または感染が疑われる方の給与収入

者、その方の無収入状態を補償、補填するという目的のため、また収入がなくなったら困るという状況を、感染している方が出勤し、感染を拡大させることを防止するためにこのような財政的支援措置というものが講じられた部分でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○14番（大物 翔君） おっしゃることはよく分かるのです。そうなった場合、では余市町が今持っている制度の中で最初に申し上げた自営業者さん、要は事業主さんがそうなってしまった場合の救済措置はあったかなというふうに思うのです。今回のこの国の制度改正はそれはそれで分かるのだけれども、余市町で保険に加入されて、何らかの形で働いている方の命と健康を守るという視点でいけば、そういった部分の任意給付だって制度化していく必要が出てくるのではないかなというふうに私は考えるのです。今回のこの改正というのは、いわゆる国民皆保険制度の中で一番弱い立場に置かれやすい人を何とか救済しようというとても大事な試みだと思うのです。そうであるけれども、働いている従業員の方の命だって大切だし、人を雇って仕事をしていたり、あるいは何かから仕事を請け負ってやっている方の命だって同じぐらい重く大切なものとするならば、従業員だけコロナにかかって、経営者だけコロナにかからないなんていうことはあり得ないわけなのですから、そこに変な壁は立てないほうがいいのではないかなと。もし今回の国の制度改正の中でそれが認められていないとしても、自治体判断でこれできる部分あるのではないかなというふうに私は思うのです。余市町にいる人の命と健康を救うのだという視点から考えれば、そういった制度を追加していくことだって必要になってくるのではないかなというふうに思うのですが、どうでしょう。

○保険課長（中島 豊君） 14番、大物議員の再度の質問にご答弁申し上げます。

確かに大物議員のご指摘されるとおり、国民健康

保険に加入されている方、また日本全体の健康保険においては国民皆保険ということで皆さんいずれかの健康保険に加入されている状況でございます。ただ、このたびのコロナ感染症の対策防止に係る全国の国民健康保険の保険者に対して厚労省の緊急対応策として求めてきている部分に関しては、あくまでも被用者、給与収入のある方の収入補填を考えたの財政支援措置ということになります。あくまでも健康保険法の中には任意給付として傷病手当金というものは法律上ございます。ただ、国民健康保険において任意給付の部分を自主財源で対応している市町村というのは全国的に見ても少ないかと思えます。よって、事業主、またフリーランス等委託を受けて仕事をされている方等は今回の緊急対応策の傷病手当金の対象には含まれてございませんので、その点ご理解いただきたいと存じます。

○13番（安久莊一郎君） 今のことに関わって、大物議員が言われたように、やっぱり従業員にコロナ感染防止の支援をします。だけれども、例えば個人事業主の場合はかかった場合に支援を受けられないというのはやっぱり問題だと思うのです。それで、私聞くとところによりますと参議院の委員会の質疑の中で、そういう事業者に対して支援をする、そういうことを考えてやった場合、国のほうでそれを認めるということが出ていますけれども、それについてはどうでしょうか。

○保険課長（中島 豊君） 13番、安久議員の質問にご答弁申し上げます。

確かに安久議員がご指摘されるとおり、事業主、また雇主、フリーランス等の方が疾病した場合に傷病手当金、対象にするという、対応できる自治体に関してはそこは別に対応してくださいと、そのようにルール上はなっております。ただし、このたび余市町の健康保険条例の中で条例改正する部分というのは、あくまでも国から全額の財政支援を受けて対応するというで条例化し、コロナウイルスに感染、もしくは疑いのある方の就業補償的な要素の

部分で傷病手当金というものを条例化し、予算化させて、対応できるようにいたしたいということで条例案として提案させていただいておりますので、その点ご理解いただきたいと存じます。

○13番（安久莊一郎君） 町の立場として、財源の問題で理解はできないことはないところもありますけれども、大物議員も言ったように、やっぱり町として何とかそこを考えるとこのをぜひ検討していただきたいということを申し上げておきます。

○保険課長（中島 豊君） 13番、安久議員の再度の質問にご答弁申し上げます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、健康保険法の中で傷病手当金というものは認められている部分でございます。ただし、全国の国民健康保険の保険者として見た場合に、そこは任意給付といまして、自主財源で対応する給付という位置づけになっている部分がございますので、このたび財政支援が全額支援していただけるという国の通達がございましたので、これは条例の一部改正をし、対応できるようにという考えで条例化した部分でございます。ご指摘のとおり、全部国民健康保険に加入されている方が対応できるような傷病手当金というものを考えた場合に現状の余市町の国民健康保険の保険者としては財政的に非常に厳しい現状であるということもご理解いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町国民健康保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第18、議案第8号 余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(中島 豊君) ただいま上程されました議案第8号 余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正(令和2年条例第4号)が令和2年4月10日から施行されたことに伴い、余市町後期高齢者医療に関する条例につきましても関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、北海道後期高齢者医療制度の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる場合において療養のため労務に服することができなかつた方の傷病手当金の支給に係る申請書の受付に関する規定を整備するための改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

余市町後期高齢者医療に関する条例(平成20年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第8号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 余市町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第19、議案第9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(中島 豊君) ただいま上程されました議案第9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(令和2年政令第98号)が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、余市町介護保険条例につきましても関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、所得の少ない被保険者に対する介護保険料の軽減措置が既に講じられているところでございますが、このたびの政令の一部改正により所得の少ない被保険者に対する軽減措置をさらに拡充する減額基準に改正されたことに伴い、余市町介護保険料につきましても所得段階が第1段階、第2段階及び第3段階の被保険者に係る介護保険料を引き下げのための改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案。

余市町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町介護保険条例の一部を改正する条例。

余市町介護保険条例(平成12年余市町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「2万3,900円」を「1万8,700円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「2万3,900円」を「1万8,700円」に、「3万7,100円」を「2万8,400円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「2万3,900円」を「1万8,700円」に、「5万1,000円」を「4万9,300円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の余市町介護保険条例第4条の規定は、令和2年度以降の年度分の介護保険料について適用し、令和元年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

以上、議案第9号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番(大物 翔君) 今回の条例改正によっていわゆる第1階層から第3階層に相当する方の介護保険料が軽減されるということだと思っておりますけれども、これによって軽減を新たに受けられることになる人たちというのは全体で何人おるのかということと、あと集めなかった分は別のところからお金が来るということになるのでしょうかけれども、集めないことになる金額というのは幾らになるので

しょうか。お願いします。

○保険課長（中島 豊君） 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

制度改正、このたびの軽減拡充の部分に関してのご質問でございますが、全体的な見込み数値になりますが、令和2年度の軽減対象者見込み数は全体で第1、第2、第3段階合わせますと約3,450人と見込んでおります。また、財政影響見込額として約4,380万円の財政影響の見込みとなっておりまして、そのうち一般会計の影響見込みといたしましては約1,095万円と見込んでございますので、ご理解願いたく存じます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第20、議案第10号 町有財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（成田文明君） ただいま上程されました議案第10号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます町有財産の取得につきましては、一般廃棄物最終処分場において使用いたしますバックホウの購入について予定価格が700万円以上の財産取得となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

本件のバックホウにつきましては、現在使用中の車両が平成15年式であり、経年劣化の影響により老朽化していることから、一般廃棄物最終処分場の維持管理に支障を来すと判断し、更新を図るものでございます。本提案に先立ちまして、去る4月28日に執行されました入札にて受注者が決定しましたことから、町有財産の取得について議会の議決を求めべくご提案申し上げます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 町有財産の取得について。

次のとおり、バックホウを取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第3条の規定により議会の議決を求めます。

令和2年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

- 1、取得の目的、バックホウ取得。
- 2、財産の取得の種類及び数量、バックホウ1台。
- 3、取得の方法、指名競争入札。
- 4、取得の価格、一金1,639万円也。
- 5、取得の相手方、札幌市中央区大通西9丁目3番地33、東日本テクノ株式会社代表取締役、吉田智。

以上、議案第10号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 町有財産の取得については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和2年余市町議会第2回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時52分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 5番 内 海 博 一

余市町議会議員 6番 庄 巖 龍

余市町議会議員 8番 白 川 栄美子